

迷惑行為防止重点地区の指定について（報告）

折尾駅周辺の迷惑行為防止重点地区（以下、重点地区）の指定について、付属機関である迷惑行為防止推進協議会（以下、協議会）に諮問し意見を伺うため、状況を報告するもの。

1 迷惑行為防止重点地区について

（1）現在の指定状況と対応

- 「迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」（平成20年施行）
- 現在の指定地区：小倉（平成20年～） 黒崎（平成22年～）
- 迷惑行為4項目
(路上喫煙、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、落書き)
→違反者に対して罰則（過料1,000円 ※巡視員による徴収）

（2）協議会の重点地区指定の基本的な考え方

- ①多くの人が集まる地区で、市内全域への波及効果が期待できる範囲
- ②罰則適用の厳しい処分と実効的な執行のため、必要最小限の範囲
- ③主要な道路や河川などで囲まれ、認識が容易な範囲

2 折尾駅周辺の現状

- 令和5年に北側広場が完成し、人の増加・賑わいが進行
→路上喫煙、ごみのポイ捨て、落書き等の迷惑行為が増加
- 地域や関係者による清掃活動だけでは対応が困難
→地域から「重点地区指定の要望書」が提出（令和7年10月）

3 折尾駅周辺の重点地区指定の必要性

- 折尾駅は市内で2番目に駅利用者が多い（周辺には高校・大学も多い）。
- 駅南側のさらなる開発により、人口増の見込み。

↓ 重点地区の指定により

小倉・黒崎と合わせ、市内へのモラル・マナーアップの更なる波及効果が期待

4 今後の進め方（予定）

- 協議会へ諮問：令和8年2月10日
- 協議会の答申時期：令和8年5月頃
→協議会の意見を踏まえ、市が折尾駅周辺の重点地区指定を判断